

官報

號外 昭和十五年二月十七日

○第七十五回 貴族院議事速記録第十一號

帝國議會

昭和十五年二月十六日(金曜日)午前十時二
十一分開議

議事日程 第十一號

昭和十五年二月十六日

午前十時開議

第一 昭和十四年度歲入歲出總豫算追
加案(第一號) 會議(委員長報告)

第二 昭和十四年度特別會計歲入歲出
豫算追加案(特第一號) 會議(委員長報告)

第三 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契
約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號) 會議(委員長報告)

第四 委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ
關スル法律案(政府提出)

第五 昭和九年法律第四十五號中改正
法律案(政府提出)

第六 裝蹄師法案(政府提出)

第一 読會ノ續(委員長報告)

第二 読會ノ續(委員長報告)

第三 読會ノ續(委員長報告)

第四 読會ノ續(委員長報告)

第五 読會ノ續(委員長報告)

第六 読會ノ續(委員長報告)

第七 大正十一年法律第五十二號中改
正法律案(政府提出)

第一 読會ノ續(委員長報告)

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程ニ移リマス、
日程第一、昭和十四年度歲入歲出總豫算追
加案、第二號、日程第二、昭和十四年度特
別會計歲入歲出總豫算追加案(第一號)外二件
萬圓デアリマシテ、之ガ財源ハ、昭和十四

○議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマ
ス
(白木書記官朗讀)
昨十五日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第
二號)、昭和十四年度特別會計歲入歲出豫
算追加案(特第一號)、豫算外國庫ノ負擔
トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第
一號) 可決報告書

昭和九年法律第四十五號中改正法律案可
決報告書
裝蹄師法案可決報告書
大正十一年法律第五十二號中改正法律案
可決報告書

一昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案
(第一號)
一昭和十四年度特別會計歲入歲出豫算追
加案(特第一號)
一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲
スヲ要スル件(追第一號)
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總
て衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年二月十五日
委員長 子爵井上匡四郎
(子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル)
貴族院議長伯爵松平頼壽殿

○子爵井上匡四郎君 時
タ三案ニ付テノ豫算委員會ノ經過並ニ結果
ヲ御報告申上ゲマス、豫算委員會ハ昨日午
後開會致シマシテ、先づ政府ノ説明ヲ聽取
致シマシタ、其ノ大要ヲ御説明申上ゲマス、
ニ於ケル所要ノ經費ヲ茲ニ追加豫算トシテ
計上致シテ居ル次第アリマス、其ノ内容
ハ、政府ハ取敢ズ第二豫備金支出、豫備金
措置ヲ講ジタノデアリマスガ、尙本年度内
業ニ對スル補助、罹災者ノ兒童ニ對スル食
糧ノ給與、被害耕地ノ復舊ニ對スル助成及
ハ、旱害地方救濟ノ爲ノ地方團體ノ土木事
業ニ對スル補助、罹災者ノ兒童ニ對スル食

別會計歲入歲出豫算追加案、特第一號、豫
算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要
スル件、追第一號、會議、委員長報告、是
等ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異
議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、委員長井上子爵
(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經ナルモ參
照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ)
一昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案
(第一號)
一昭和十四年度特別會計歲入歲出豫算追
加案(特第一號)
一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲
スヲ要スル件(追第一號)
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總
て衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年二月十五日
委員長 子爵井上匡四郎
(子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル)
貴族院議長伯爵松平頼壽殿

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

リマス、尙昭和十四年度特別會計歲入歲出豫算追加特第一號ハ、朝鮮總督府特別會計ニ屬スルモノデアリマシテ、昭和十四年ノ中南鮮地方ニ於ケル旱害對策施設ノ爲、本年度内ニ於テ必要ナル經費ヲ計上致シテ居リマス、最後ニ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件追第一號ハ、中國地方其ノ他ニ於ケル旱害對策トシテ必要ナル自作農創設維持臨時助成金、朝鮮ニ於ケル食糧配給機關ノ損失補償ニ關スルモノデアリマス、次ニ質疑ニ入りマシテ、委員カラ二ツノ質問ガゴザイマシタ、其ノ趣旨ノ大略ヲ御紹介申上げマス、其ノ一ハ、政府ハ内外地ニ對シテ米ノ増産ヲ計畫シテ居ルガ、最近ノ米ノ需額ノ増加ハ、所謂非常時ニ基因スル一時的モノニアリ、從ツテ將來ハ又米ノ減產ヲ必要トル時期方來ルノデハナイカト云フ趣旨ノ質問デアリマシタ、他ノ質問ハ、日本ハ日滿支ヨー體トシテ食糧問題ヲ解決セネバナラナイノデアル、此ノ目的ニ對シテハ、今日ハ多量ノ米ヲ外地カラ輸入サレナケレバナラナイノデアル、今日政府ノ内地ニ於テ執リノアル所ノ增產米計畫ハ不十分デアル、モット徹底的ナ方策ヲ講ズル必要ハナイデアラウカト云フ質問デアリマシタ、第一ノ質問ニ對シマシテハ、本追加案ニ計上致シタルモノハ、主トシテ風水旱害ニ依ル一般需要ノ増加ハ、國力ノ發展及ビ人口ノ增加等恆久的ノ原因ニ依ルモノデアシテ、所謂非常時ニ基因スル一時的ノ原因ニ依ル

モノデハナイ、從ツテ將來需要額ノ減少ヲ來スト云フヤウナコトハナイト思フ、第二ノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ十五年度ニ於テハ、内地ハ七千百餘萬石ヲ目標トシテ計畫ヲ立テ、居ルノデアル、之ヲ遂行スルニ對シマシテハ、肥料ノ增產又其ノ配給ノ圓滑ヲ圖リ、又一方配合肥料ヲ制限シ之ヲ合理化シテ、萬遺憾ナキヲ期シテ居ルト云フ答辯デアリマシタ、討論ニ入りマシテ、別ニ發言モナク直チニ採決ニ入り、滿場一致ヲ以テ三案ヲ可決致シマシタ、此ノ段御報告申上げマス
○子爵大河内輝耕君 質問致シタウゴザイマスガ……
○議長(伯爵松平賴壽君) 宜シウゴザイマス
〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕
○子爵大河内輝耕君 皆サンヲ御煩シシテ實ハ恐縮ナシニ、實ハ昨日委員會アヤツテシマフ積リデアリマシタガ、大臣ガオイデニナラナカッタカラ仕方ガナク茲ニ持越スコトニナツタ、ソレデ一言政府ニ伺ッテ置キタイノデスガ、ア、云フ重大ナ豫算案ヲ議スル場合ニハ、其ノ所管ノ大臣ハ是非出テ戴キタイ、決シテ私ハ、現内閣ハ勿論如何ナル内閣モデス、貴族院ヲ輕ク視テ居ルトカ、甘ク見テ居ルト云フコトハ、決シテ考ヘマセヌ、ソンナコトハ決シテ信ジテ居リカニアリマス、ソレデスカラ昨日オイデニカラナイコトハ、議案ヲ輕ク視テ居タト云

フコトノ譲リハ免レナイ、貴族院ハ決シテ輕ク視テ居ナイ、併シ此ノ議案ニ對シテ大臣ニ伺ヒタイ、尙ソレニ關聯致シマテ重キヲ置イテ居ルモノデナイト云フ印象ヲ、我々ニ與ヘタコトハ掩フベカラザル事實、私ハ此ノ點ニ於キマシテ當局トスツカリ説ヲ異ニシテ居ル、非常ニ重大ナ議案ハデス、宜シク議長ナリ委員長ナリト政府方御打合セニナツテ、必ズ御出席下サルヤウニ御願ヒ致シタイ、ソレデナイト、シタクモナイ質問ヲ又此處デ致サネバナラヌコトニナル、ソレデ第一ノ質問ハ、只今委員長カラ御報告ニナリマシタ此ノ増產問題、是ハ餘程具體的ノ材料ヲ取ラナケレバナラナイノデスガ、拓務省ノ方ガオイデニナラヌモノダカラ取ルコトガ出來ナイ、此處デソレヲヤツテ居タノデハ何度立タナケレバナラナイカ分リマセヌカラ、是ハ他ノ時機ニ讓リマス、第二ノ質問ハ、大臣ガオイデニナラナカッタカラ仕方ガナク茲ニ持越スコトニナツタ、ソレデ一言政府ニ伺ッテ置キタイノデスガ、ア、云フ重大ナ豫算案ヲ議スル場合ニハ、其ノ所管ノ大臣ハ是非出テ戴キタイ、決シテ私ハ、現内閣ハ勿論如何ナル内閣モデス、貴族院ヲ輕ク視テ居ルトカ、甘ク見テ居ルト云フコトハ、決シテ考ヘマセヌ、ソンナコトハ決シテ信ジテ居リカニアリマス、ソレデスカラ昨日オイデニカラナイコトハ、議案ヲ輕ク視テ居タト云

ヘル、ドウ云フ風ニ動カレルモノカ、之ヲ農林大臣ニ伺ヒタイ、尙ソレニ關聯致シマテ今日ノ產業組合ノヤリ方デス、サウ云シテアルト云フコトヲ茲ニ指摘シテ、農林大臣ノ御答ヲ願ヒタイ、是ハ衆議院デモタイ、ソレハ申ス迄モナク、產業組合ガ保險會社ヲ買込ンダト云フ問題、私ノ伺ヒタイノハ是デゴザイマスガ、話ノ順序上一應御許ヲ願ヒタクモナイ質問ヲ又此處デ致サネバナラヌコトニナル、ソレデ第一ノ質問ハ、只今委員長カラ御報告ニナリマシタ此ノ増產問題、是ハ餘程具體的ノ材料ヲ取ラナケレバナラナイノデスガ、拓務省ノ方ガオイデニナラヌモノダカラ取ルコトガ出來ナイ、此處デソレヲヤツテ居タノデハ何度立タナケレバナラナイカ分リマセヌカラ、是ハ他ノ時機ニ讓リマス、第二ノ質問ハ、大臣ガオイデニナラナカッタカラ仕方ガナク茲ニ持越スコトニナツタ、ソレデ一言政府ニ伺ッテ置キタイノデスガ、ア、云フ重大ナ豫算案ヲ議スル場合ニハ、其ノ所管ノ大臣ハ是非出テ戴キタイ、決シテ私ハ、現内閣ハ勿論如何ナル内閣モデス、貴族院ヲ輕ク視テ居ルトカ、甘ク見テ居ルト云フコトハ、決シテ考ヘマセヌ、ソンナコトハ決シテ信ジテ居リカニアリマス、ソレデスカラ昨日オイデニカラナイコトハ、議案ヲ輕ク視テ居タト云

フ重大ナ目的ヲ遂行スルノニ、稍遺憾ナシテ今日ノ產業組合ノヤリ方デス、サウ云シテアルト云フコトヲ茲ニ指摘シテ、農林大臣ニ伺ヒタイ、尙ソレニ關聯致シマテ重キヲ置イテ居ルモノデナイト云フ印象ヲ、我々ニ與ヘタコトハ掩フベカラザル事實、私ハ此ノ點ニ於キマシテ當局トスツカリ説ヲ異ニシテ居ル、非常ニ重大ナ議案ハデス、宜シク議長ナリ委員長ナリト政府方御打合セニナツテ、必ズ御出席下サルヤウニ御願ヒ致シタイ、ソレデナイト、シタクモナイ質問ヲ又此處デ致サネバナラヌコトニナル、ソレデ第一ノ質問ハ、只今委員長カラ御報告ニナリマシタ此ノ増產問題、是ハ餘程具體的ノ材料ヲ取ラナケレバナラナイノデスガ、拓務省ノ方ガオイデニナラヌモノダカラ取ルコトガ出來ナイ、此處デソレヲヤツテ居タノデハ何度立タナケレバナラナイカ分リマセヌカラ、是ハ他ノ時機ニ讓リマス、第二ノ質問ハ、大臣ガオイデニナラナカッタカラ仕方ガナク茲ニ持越スコトニナツタ、ソレデ一言政府ニ伺ッテ置キタイノデスガ、ア、云フ重大ナ豫算案ヲ議スル場合ニハ、其ノ所管ノ大臣ハ是非出テ戴キタイ、決シテ私ハ、現内閣ハ勿論如何ナル内閣モデス、貴族院ヲ輕ク視テ居ルトカ、甘ク見テ居ルト云フコトハ、決シテ考ヘマセヌ、ソンナコトハ決シテ信ジテ居リカニアリマス、ソレデスカラ昨日オイデニカラナイコトハ、議案ヲ輕ク視テ居タト云

フ重大ナ目的ヲ遂行スルノニ、稍遺憾ナシテ今日ノ產業組合ノヤリ方デス、サウ云シテアルト云フコトヲ茲ニ指摘シテ、農林大臣ニ伺ヒタイ、尙ソレニ關聯致シマテ重キヲ置イテ居ルモノデナイト云フ印象ヲ、我々ニ與ヘタコトハ掩フベカラザル事實、私ハ此ノ點ニ於キマシテ當局トスツカリ説ヲ異ニシテ居ル、非常ニ重大ナ議案ハデス、宜シク議長ナリ委員長ナリト政府方御打合セニナツテ、必ズ御出席下サルヤウニ御願ヒ致シタイ、ソレデナイト、シタクモナイ質問ヲ又此處デ致サネバナラヌコトニナル、ソレデ第一ノ質問ハ、只今委員長カラ御報告ニナリマシタ此ノ増產問題、是ハ餘程具體的ノ材料ヲ取ラナケレバナラナイノデスガ、拓務省ノ方ガオイデニナラヌモノダカラ取ルコトガ出來ナイ、此處デソレヲヤツテ居タノデハ何度立タナケレバナラナイカ分リマセヌカラ、是ハ他ノ時機ニ讓リマス、第二ノ質問ハ、大臣ガオイデニナラナカッタカラ仕方ガナク茲ニ持越スコトニナツタ、ソレデ一言政府ニ伺ッテ置キタイノデスガ、ア、云フ重大ナ豫算案ヲ議スル場合ニハ、其ノ所管ノ大臣ハ是非出テ戴キタイ、決シテ私ハ、現内閣ハ勿論如何ナル内閣モデス、貴族院ヲ輕ク視テ居ルトカ、甘ク見テ居ルト云フコトハ、決シテ考ヘマセヌ、ソンナコトハ決シテ信ジテ居リカニアリマス、ソレデスカラ昨日オイデニカラナイコトハ、議案ヲ輕ク視テ居タト云

イ、事情が悪クナレバ損スルノハ當リ前デ
ヤナイカト云フ無責任ナコト迄當業者ハ言
ハレル、ソレナラ少シ風ガ吹イテ船ガヒック
リ返レバ船長ノ責任デヤナイト云フコトデ、

議ガアリマシテ、大臣トシテ終日其ノ方ニ
列席ヲ致シテ居リマシタヤウナ事情デ伺フ
コトガ出来ナカツタノデアリマシテ、決シテ
議案ヲ輕視スルト云フヤウナ意味ガアツタ

ス、而シテ此ノ產業組合ノ發達ニ伴ヒマシテ、組合ガ設立ノ本旨ニ逸脱シタル行動ガアルト云フ點ニ付キマシテハ、御承知ノ如ク所謂反産運動ト云フモノガ一方ニ

今御答ヲ得マジテ本問題ニ對スル御答ハ謹
承致シマシタ、併シ此ノ問題ハ農林省タケ
ノ問題デナイト私ハ思フ、保険ノ方ニ關係
致シマスカラ商工大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイ、

甚ダ意味ヲナサナイ言明迄アッタ、斯ウ云フ
風ナ國民ニ厄介ヲ掛ケタ産業組合ナンデス
カラ、斯ウ云フコトハ餘程慎マレテ、假令
ヤルコトガ宜イニシテモ、百七十萬圓ノモ

譯デハナインデアリマス、ドウゾ御諒承願
ヒマス、只今ノ御尋ノ産業組合ノ増産計畫
等ニ付テノ勵キニ關シマシテハ、是ハ私ガ
改メテ申上ガル迄モアリマセヌ、今日産業

アルヤウナ次第ニアリマシテ、國家ノ爲現時極メテ必要ナ又有效ナ効キヲ爲シテ居リマスト同時ニ、他ノ一面ニ於キマシテハ、商業者、工業者等ノ方面ニ對シマシテ色々

今日御差支デアルト云フコトデ、御差支デ
アルナレバ此ノ次ニ御出席ノ時ニ、何時デ
モ宜シウゴザイマスカラ、成ルベク最近ノ
機会ニ御答ヲ煩シタイト思ヒマス、ソレカ

ノハ百七十萬圓デ買ヘバ宜イノデ、ソコラ
ノ點ガ色々之ニ付テハ流言蜚語ノアルコト
ハ申ス迄モナイ、ドウモ産業組合ノヤリ方
ハ餘リ手ヲ擴ゲ過ギル、ソレダモノダカラ、
産業組合ガ官吏ヲ左遷サシタト云フコト迄
衆議院ノ或方ガサウ云フコト迄言ハレテ居
ル、サウ云フコトハ能ク存ジマセヌケレド

物ノ生産部面竝ニ配給ノ部面ニ對シマシテ
組合ハ非常ナ發達ヲ致シテ居リマス、農產
偉大ナル力ヲ致シテ、國家ノ政策ニ協力ヲ
致シテ居リマスコトハ改メテ申ス迄モナイ
次第デアリマス、尙此ノコトニ付キマシテ
ハ、將來ニ亘リマシテ、此ノ組合ノ各方面
ニ於ケル効キヲ希望シテ居リ、又協力ヲ求

ナ接觸が起リマシテ、ソレが爲ニ所謂産業組合ノ不當進出ト云フヤウナ問題ガ又論議セラレル次第デアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ常ニ注意ヲ致シマシテ、組合トシテノ本旨ニ逸脱スルガ如キ活動ニ對シマシテハ、監督ノ上ニ於テ遺憾ナキヲ期シタイト考ヘテ居リマス、只此ノ度ノ事柄ガ果シ

ラ今、衆議院ノ委員會ガアツタカラ出ラレナ
カツタト云フコトデゴザイマスガ、是ハ私ハ
承服出來ナイ、議案ガコチラノ方ガ重大デ
アルト思ヘバアチラヲ御斷リニナレバ宜イ、
ソレカラドウシテモブッカシテ困ルト云フコ
トナレバ、衆議院ナリ貴族院ナリニ御交渉
ニナシテ、委員會ノ日ヲ變ヘテ貰フヤウニ御

モ、兔角是等ノ點ニ付キマシテハ、國民ハ
多大ナ疑惑ヲ持ツテ居ル、此ノ點ハ農林大臣
竝ニ商工大臣カラ政府ノ之ニ對スル御答ヲ
伺ヒタイト思フ、尤モ商工大臣ハオイデニ
ナリマセヌサウデ、是モ前ニ農林大臣、拓
務大臣ニ申上ゲタ通り、今日オイデニナラ
ナイト云フコトハ甚ダ遺憾ト致シマスケレ
ドモ、是モ已ムヲ得マセヌ、適當ナ時機ニ
御答ヘ下サレバソレデ宜シイ、今ノ點ニ付
キマシテ農林大臣ノ御答ヲ願ヒマス

メテ居ル次第アリマス、次ニ此ノ組合ノ
保険事業經營ト云フ問題ニ付キマシテノ御
尋デアリマスガ、是ハ産業組合ガ直接ニ保
險事業ヲ營ムト云フ問題デハナインデゴザ
イマシテ、産業組合ノ集メテ居ル資金ヲ保
險事業ノ方面ニ向ケヨウトシテ居ルト云フ
事柄デアリマスガ、此ノ點ニ付キマシ
テハ、本省ト致シマシテ此ノ點ニ付テ
ハマダ正式ノ報告ヲ得テ居リマセヌ、併シ
ナガラ議會ニ於キマシテ、既ニ衆議院ノ豫

テ組合ノ法規ニ正面ヨリ違背シテ居ルモノ
デアルカ、或ハ精神的ニ之ニ遺憾ノ點ガア
ルカト云フヤウナコトニ付キマシテハ、具體的
體的ノ問題デアリマスカラシテ、具體的ニ
其ノ事實ニ付テ精密ナ調査ヲ致シマシテ、
又關係ノ各官廳ニ對シマシテモ十分意見ヲ
徵シ研究ヲ致シマシタ上ニ善處シテ公正ヲ
失ハナイヤウニ處置ヲ致シタイト考へテ居
ル次第デアリマス、之ニ付キマシテハ、更
ニ詳細ナ材料ヲ集メ、結論ニ到達致シマシ

相談ニナシテ一向差支ナイ、衆議院ガアルカラ出ラレナイ、出ラレナイト云フコトデハ何時ダッテ出ラレナイ、ソレダケノ處置ヲ何故執熱リニナラナカツタノカ、今ノ御答辯デハ、揚足是ヲ取ルヤウデ恐縮デスガ、衆議院ノ議案ハ貴族院ノ議案ヨリ重カツタ政府ハ認メタト言ハザルヲ得ナイ、誠ニ不思議千萬、居ルカモ知ラヌ、併シ將來ノ例ニナルカモ知ラヌ、事重大ナ貴族院ノ審議權……ト言ツ

〔國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル〕

算總會並ニ本議場ニ於キマシテモ、只今
御質問ガアリマシタヤウナ次第デアリマシ
テ、是ハ業組合ノ全體ノ上カラ考ヘマシ

タ機會ニ於キマシテハ重ネテ申上ゲルコト
ガアラウト思ヒマスガ、右ニテドウゾ御謨
承ヲ頑ヒマス

テハ餘リ大キ過ギマスガ、審議シテ行ク上
ニ於テ重大ナ影響ガアルカト思ヒマスカラ、
重ネテ比ノ點ハ明カニシテ置キタイ

ノ會議ニ出席出來マセヌデシタコトハ、誠ニ遺憾ニ存ジマス、丁度衆議院ニ於キマシテ米穀ノ應急處置ニ關スル改正法律案ノ審

テ重大ナル問題ト考ヘテ居リマスノデ、此ノ件ニ關スル資料ヲ十分ニ集メマシテ、目下慎重ニ研究ヲ致シテ居ル次第デアリマ

〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

〔國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル〕

致シマシタ、將來ハ十分注意致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 他ニ御發言モナケレバ、是ヨリ採決ヲ致シマス、御異議ガ算案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(總員起立)

○議長(伯爵松平頼壽君) 全會一致ト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案 第一讀會ノ續 第二讀會 第三讀會

時ニハ速記ヲ中止致シマシテ懇談ヲ致シマシタノデゴザイマス、且又依託ガ本當又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案 第一讀會ノ續 第二讀會 第三讀會

ハドウカ速記錄ニ依ツテ御覽ヲ願ヒタ

イト存ジマス、要シマスルニ本案ノ趣旨ハ二點ゴザイマシテ、今回ノ事變ニ

際シマシテ、戰闘其ノ他公務ニ從事セラレル人ガ自ラ戸籍ノ届出ヲ爲スコトガ困難ナ

爲ニ、其ノ届出ヲ委託スル事例ガ尠クナイ

ト、斯様ニ定メマシタノガ第一點ゴザイ

マス、次ニハ同様ナ人ガ郵便ノ届出ニ依

マシタ場合ニ、偶、其ノ郵便物ガ戸籍役場

ニ到著致シマシタ場合ニハ名譽ノ戰死ヲ遂

ゲラレテ居ル、斯様ナ場合モ尠クナイノデ

ゴザイマス、斯ウ云フ場合デモ、前ト同ジ

趣旨ニ依リマシテ當局ニ於テハ受理ヲシテ

居リマシタノデゴザイマス、其ノ件數ヲ御

参考ノ爲ニ申シマスレバ、出生ガ三百二十

八件、婚姻ガ百十三件、養子縁組ガ六十一

件、認知ガ、胎児ヲ含ミマシテ二十五件、

合計五百二十七件トナシテ居リマス、斯様ナ

次第ゴザイマシテ、是モ明文ヲ以テ明カ

ニ致シマシタノガ第一點ゴザイマシテ、

此ノ法律案ノ第一條ハ依託ノ場合ヲ規定致シマシタノデゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ質疑應答ヲ終リマシテ、討論採決ヲ致シマシタノデゴザイマスガ、本案ハ適切ナルモノト認メマシテ全會一致デ可決ニ相成リマシタノデゴザイマス、尙一言申上げテ置キマスガ、委員ノ一人ノ御方カラ、斯様ナ法律ハ一日モ早ク施行サルベキモノダト思フガドウ云フ意図デアルカ、斯様ナ御質問ガアリマシタノデゴザイマス、ソレニ付

メマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

メマス

○子爵植村家治君 贊成

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會

ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題

ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通リ

デ御異議ハゴザイマセヌカ

メマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(候爵佐佐木行忠君)
ト認メマス

○副議長（侯爵佐佐木行忠君） 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、本案全部、第一讀會ノ決
議通リテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○副議長（侯爵佐佐木行忠君） 御異議ナイ
ト認ヌマス

○副議長（侯爵佐佐木行忠君） 日程第六、
裝蹄師法案、政府提出、第一讀會ノ續、委
員長報告、植村子爵

裝蹄師法案

報告候也

貴族院議長伯爵松平賴壽殿
家清

〔子爵植村家治君演壇ニ登ル〕

御報告ヲ申上ダマス、本法案ノ特別委員會ハ、去ル二月十四日ヨリ始メマシテ、農林

大臣提出ノ理由ヲ説明致サレマシタ、其ノ
理由ヲ簡略ニ申上ゲマスト、有能馬ノ維持

造成ハ馬蹄ノ保護ニ俟ツ所頗ル多ク、特ニ
現時局下ニ於キマシテハ一層其ノ必要ヲ痛

現行規定ハ、明治二十三年法律第三十一
號ノ古キ規則ニ基キマシテ、主トシテ技術

上ノ免許手續ヲ規定シタルニ過ギズ、又業者相互ノ連絡統制ヲ缺ク爲ニ技術ノ向上ヲ圖ルニ困難デアリマシテ、現時ノ情勢ニ即應セヌガ故ニ、今回新タニ裝蹄師法ヲ制定スルノ要アリトノ見地ノ下ニ、馬政調査會ノ諸問答申ニ準ジ是ガ立案ヲナシ、其ノ成案ヲ得タルモノト述べテ居リマス、規定中ノ要項ヲ申シマスレバ、現行法ノ免許制度ハ其ノ儘踏襲致シマシテ、他ニ一定ノ缺格條項、即チ六年以上ノ刑ニ觸レタル者、禁治產者タリ又或種ノ病者タルノ時ハ之ヲ免除シ、業務ノ範圍モ馬牛ノ裝蹄ニ限定シテ取締ル等ヲ定メ、而シテ一般組合ノ如キ道府縣單位ニハ道府縣裝蹄師會、内地ニハ日本裝蹄師會ナルモノヲ設ケマシテ、同業者間ノ統制アル活動ヲ促シ且之ガ技能向上ヲ圖ル爲ニ設ケルト述ベラレテ居リマス、今質疑ノ經過ノ一端ヲ申シマスレバ、五十年前ノ古キ蹄鐵工規則ト雖モ事足ル今日、火急ニ本案ヲ提出スルハ時局便乗ノ譏リナキカ、又必要アリトスレバ今日迄ノ懈怠ノ憾ミ如何トノ質問ヲキッカケニ、蹄鐵工ガ裝蹄師ト變ツタ今日以後、名目ノ向上と共に技能ノ向上ヲナスハ肯定スルモ、組合制度ノ強制加入ニ依リマシテ各箇ノ負擔ノ經費ノ増加ヲナスノ虞ナキヤニ付テノ質問ガアリマシタ、又馬蹄保護ノ重要性ヲ考フル時、蹄鐵業ノ向上性ニ思ヒヲ致シマス時、究ト指導ヲ要スベク、是等ニ付テ政府當路者ニ對シ注意又ハ御意見ノ含メル質疑ヲ、

各専門ノ委員諸君ヨリ詳シク述ベラレタルニ對シマシテハ、政府ニ於キマシテハ、是等ノ質問要項ニ付、本法施行後ハ十分ニ蹄鐵工ガ裝蹄師ト相成リタル此ノ良キ名上ニ實モ亦具ハルベク、有ラユル指導上ノ深切ヲ各般ニ盡スベキ旨ノ答辯ヲ得マシタ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナント
ト認ヌマス

○子爵西太路吉光君 直チニ本案ノ第三請
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西太路子爵

ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ト認メマス

議會ノ開キマス
本第ニ言
第一議會
議通リテ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　ト認メマス
御異議ナシ

○副議長(侯爵佐伯木行忠君) 日程第七、大正十一年法律第五十二號中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ讀、委員長報告、天

員長公爵島津忠承君

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ丑
辰年癸巳

昭和十五年一月十五日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿
〔公爵島津忠承君演壇ニ登ル〕

○公議島津忠義只今議題ト相成リマニ

タ大正十一一年法律第五十二號中改正法律案ノ特別委員會ニ於ケル經過並結果ヲ御報告一條第一項中政府ハ農業及勞働ニ關スル」ト云フ事項ヲ「政府ハ農業勞働及技術ニ關スル」ト云フ風ニ一部ヲ改正セムトスモノデアリマシテ、其ノ提案ノ理由ハ、曩ニ本會議ニ於キマシテ政府當局ノ説明ガゴザイマシタノデ茲ニハ省略致シタイト思ヒマス、委員會ハ去ル二月十三日、十五日ノ兩日ニ之ヲ開キマシテ、先づ最初ニ政府ノ説明ヲ求メ、次デ質疑應答ヲ重ねタノデアリマスガ、今茲ニ其ノ主ナルモノ一二三ヲ御報告申上ゲタイト存ジマス、先づ第一ハ勞働者ト技術者ノ定義ニ付テノ質問デアリマスルガ、之ニ對シ政府ハ、本調査ノ勞働者トハ賃金ヲ得テ直接間接、事業體本來ノ作業ニ從事スル勞務者ヲ謂ヒ、技術者トハ事業體ニ於テ自然科學ノ知識ヲ實地ニ應用スル工程管理、設計、見積、検査、作業、醫療衛生、研究等ニ關スル業務又ハ其ノ指導監督ニ現ニ從事スル者、及び管チ從事シタルコトアル者、並ニ内閣總理大臣ノ別ニ指定スル學校以上ノ學歴アル者、内閣總理大臣ノ別ニ指定スル資格試験又ハ檢定試験ノ合格者ニシテ現技術者タルノ取扱ヲ受ケザル者ヲ謂フ、トノ答辯デアリマシタ、次ニ昭和十三年臨時勞働統計實地調査ノ時ト、昭和十四年ノ第六回勞働統計實地調査ノ時ニ於キマシテ、技術者ノ統計ノ依頼調査ヲ爲シタトノコトデアルガ、

其ノ數字ハ大體ドノ位デアルカトノ質問ニ
アリマスガ、之ニ對シ昭和十三年ノ時ハ約
七萬、十四年ノ際ハ約九萬トノ答辯デアリ
マシタ、次ニ統計資料實地調査ハ内地ノミ
ナラズ外地、例ヘバ朝鮮臺灣ニモ及スカトノ
質問デアリマスガ、之ニ對シ現在内地外地ノ
鑛山、交通事業體ノ狀況、或ハ技術者ノ狀
況等ハ朝鮮、臺灣ノソレトハ多少違ヒマス
ノデ、實際上ノ調查ノ難易ニ相當距リガヌ
リマスノデ、其ノ點外地ノ關係者トモ協議
ヲ致シテ、出來得ル範圍デ御互ノ連絡ガ取
レルヤウニシテ行キタイトノ答辯デアリマス
ス、次ニ此ノ調査ヲ受ケル工場ハ五人以ヒ
ノ勞働者ヲ使用シ、又ハ五人以上ノ勞働者
ヲ使用スル設備アル工場ヲ謂フト云フノデ
アルガ、ソレ以下ノ工場ニモ技術者トシテ
相當優秀ノ者ガアルト思フ、將來此ノ調查
ノ範圍ヲ擴ゲル意思ハナイカトノ質問ニ對
シマシテ、政府ハ現在ノ所已ムヲ得ズ五人
以上ト云フコトニ定メテアルガ、ソレ以下
ノ所モ調査スルノガ理想デアリマスガ、現
在ノ經費及範圍デハ少シ困難デアルトノ答
辯デアリマシタ、次ニ討論ニ移リマシテ、
一委員ヨリ原案ニ賛成ノ旨ヲ述べラレ、
イテ採決ニ入り、全會一致原案通り可決ニ
相成ツタ次第アリマス、右御報告ヲ終リ

ノ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマシ
又カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本案ノ第一讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り、御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本案ノ第一讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決

議通リデ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナ
ト認メマス、是ニテ日程全部終了致シマ
タ、次會ノ議事日程ハ、決定次第彙報ヲ
テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會
シマス

